

令和5年度 事業報告

1. 事業概況

当法人は、北陸信越地域における貸切バス事業の適正化を推進することを目的に、平成29年6月29日に道路運送法の規定に基づき国土交通省北陸信越運輸局長より旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、同年8月1日から事業を開始しました。中心的事業として貸切バス事業者の営業所への巡回指導を実施しており、その頻度については、国土交通省の要請により、令和3年度以降、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く全ての営業所に対し、毎年度1回の巡回指導を実施しています。

令和5年度におきましては、当初、国土交通省から「令和5年度の巡回指導等の運用方針」通達の発出が遅れていたため、令和4年度の運用方針に準じて、全ての営業所を対象とし、個々の営業所を訪問して指導を行う方式（訪問方式）を基本に、複数の営業所を有する貸切バス事業者の一部について本社営業所等において一括して指導する方式（集合方式）で実施するとともに、巡回指導項目を24項目に重点化して行いました。

その後、「令和5年度の巡回指導等の運用方針」通達（令和5年7月3日付け）の発出を受け、8月実施分から「優良営業所」^{※1}を対象から除外しました。更に、11月実施分から、巡回指導項目を本来の45項目に戻すとともに、巡回指導の結果「特定の営業所」^{※2}となった場合は改善報告から3ヶ月後以降に再度巡回指導を実施することとしました。

なお、非対面方式（関係書類を郵送等により入手し、電話等により指導を行う方式）での巡回指導については、その負担と効果を勘案し、実施を見送りました。

※1「優良営業所」とは、安全性評価☆3つの認定を受けている事業者で、令和3年度及び令和4年度の巡回指導のいずれでも「否」の判定が1つもなかった営業所（該当したのは62営業所）

※2「特定の営業所」とは、巡回指導で「否」の判定が1割以上又は運賃関係が「否」の判定の営業所

貸切バス事業者数等の増減については次表のとおりとなっています。

		事業者数	営業所数	車両台数
令和5年2月1日現在		232	307	2,731
増減	新規		1	△98
	休止・廃止	6	10	
令和6年2月1日現在		226	298	2,633

2. 巡回指導の実施状況について

(1) 巡回指導の実施状況

令和5年4月から令和6年3月末までの間に、訪問方式で169営業所、集合方式で13回・36営業所の合計205営業所へ巡回指導を実施し、「優良営業所」を除き『毎年度1回の巡回指導の実施』を達成しました。実施方式別の月別・県別実施状況は別表1のとおりです。

(2) 巡回指導の実施結果

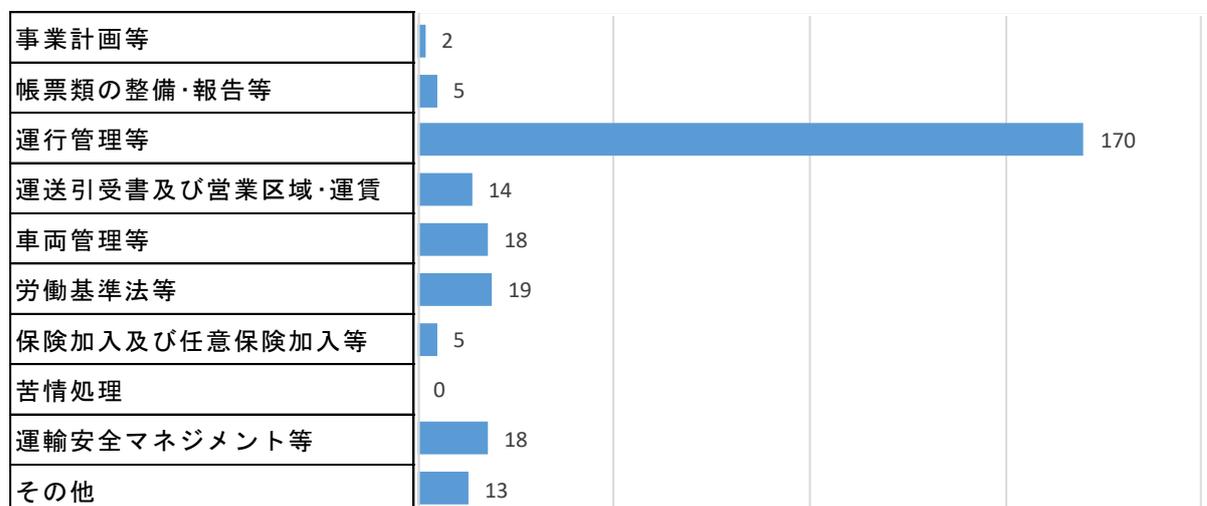
巡回指導の結果、109営業所(53.2%)において法令違反が確認されたため、改善要請を行い改善結果報告書の提出を求めました。改善要請の内容は下記及び別表2のとおりです。

なお、1営業所が期限までに改善結果報告書を提出しなかったため、北陸信越運輸局に報告しました。

また、巡回指導の結果、6営業所が「特定の営業所」(再度の巡回指導を要するもの)となったため、順次、再度の巡回指導を実施しています。

この他、運行管理者を全く選任していないなどの悪質な法令違反を確認した場合には、直ちに北陸信越運輸局に報告することとなっており、運転者に対する指導監督を全く実施していなかった1営業所について報告を行いました。

【指導項目区分別改善要請件数】(計264件)



【主な改善要請の内容】

◆運行管理等

- ・ 初任運転者に対する特別な指導の記録等の不備
- ・ 運転者に対する一般的な指導監督の一部未実施、教育記録の不備
- ・ 過労運転防止にかかる基準違反(連続運転時間・交替運転者の配置基準)
- ・ 点呼の未実施、点呼の記録の不備

- ◆労働基準法等
 - ・ 所定の健康診断の未実施
- ◆運輸安全マネジメント等
 - ・ 安全情報の国への報告の未実施
 - ・ 安全情報の公表の未実施、内容の不備
- ◆車両管理等
 - ・ 定期点検整備の未実施
 - ・ 整備管理者研修の未受講
- ◆運送引受書及び営業区域・運賃
 - ・ 運賃の收受違反
 - ・ 運送引受書の記載不備

3. 利用者からの苦情処理等について

貸切バスに係る利用者からの苦情はありませんでした。

4. 負担金の徴収業務等について

負担金徴収につきましては、コロナ禍の影響を考慮し、令和4年度に引き続き、分割納付や納付期限の延長を認める等の負担軽減措置を講じました。

負担金納入状況につきましては、最終的に全事業者から納付がありました。

また、年度途中に事業を休・廃止した5者について合計289,520円の負担金精算（請求時精算又は納入後の還付）を行い負担金調整費として計上しました。

負担金の請求等の経過は次のとおりです。

- ① 令和5年 4月21日 負担金請求書発送（229者・納付期限5月22日）
納入228者（前期分のみ納入者含む）
- ② 令和5年10月 2日 後期分請求書を発送（15者・納付期限11月2日）
- ③ 令和6年 1月16日 未納者（1者）に対して1回目の督促通知
- ④ 令和6年 2月 1日 未納者（1者）に対して2回目の督促通知
- ⑤ 令和6年 2月 8日 入金あり

5. 組織、巡回指導体制について

（1）理事会

代表理事（会長）	佐々木桐子	理事（副会長）	宮岸武司
理事（副会長）	中島一夫	理事（副会長）	小林和男
専務理事	神田 斉	監事	堀川泰豊

（2）適正化事業諮問委員会

委員長	永井雅人	委員	松井康浩
委員	渡邊洋平	委員	渡辺あや子

(3) 巡回指導体制

- ・ 首席指導員 1 名
- ・ 指導員 2 名（内 1 名は専務理事が兼務）
- ・ 事務担当 1 名
- ・ 外部指導員 10 名（個人契約による者 5 名、富山県以外の各県バス協会及び石川県自動車会議所との契約による者 5 名）

6. 会議等の状況

5. 3. 17 令和 5 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について北陸信越運輸局長の認可
5. 3. 17 令和 5 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法について北陸信越運輸局長の認可
5. 6. 16 令和 5 年度第 1 回理事会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告について
 - 第 2 号議案 令和 4 年度収支決算報告について
 - 第 3 号議案 役員の改選について
 - 第 4 号議案 適正化事業諮問委員の改選について
5. 6. 16 第 7 回定時社員総会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告について
 - 第 2 号議案 令和 4 年度収支決算報告について
 - 第 3 号議案 令和 5 年度適正化事業計画について
 - 第 4 号議案 令和 5 年度収支予算書及び資金計画について
 - 第 5 号議案 役員の改選について
5. 6. 16 令和 5 年度第 2 回（臨時）理事会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 役員の役職について
5. 8. 1 令和 5 年度第 3 回理事会（書面審議）
- 第 1 号議案 適正化事業諮問委員の辞任に伴う後任の委員の選任について
5. 8. 25 適正化事業諮問委員の辞任に伴う後任の委員の任命について北陸信越運輸局長の認可
5. 8. 17 北陸信越運輸局自動車交通部旅客課・安全監理室との連絡会議
5. 8. 31 令和 5 年度巡回指導員研修会（石川運輸支局）
5. 11. 30 令和 5 年度全国貸切バス適正化機関意見交換会（オンライン会議）
6. 1. 26 令和 5 年度第 4 回理事会（書面審議）
- 第 1 号議案 適正化事業諮問委員の辞任に伴う後任の委員の選任について
6. 2. 6 適正化事業諮問委員の辞任に伴う後任の委員の任命について北陸信越運輸局長の認可

6. 2. 29 令和5年度第5回理事会（新潟県トラック会館）
- 第1号議案 令和5年度事業報告（中間報告）について
 - 第2号議案 令和5年度収支見込報告について
 - 第3号議案 令和6年度事業計画について
 - 第4号議案 令和6年度収支予算及び資金計画について
 - 第5号議案 令和6年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について
6. 3. 6 令和5年度第1回適正化事業諮問委員会（新潟県トラック会館）
- 第1号議案 令和5年度事業報告（中間報告）について
 - 第2号議案 令和5年度収支見込報告について
 - 第3号議案 令和6年度事業計画について
 - 第4号議案 令和6年度収支予算及び資金計画について
 - 第5号議案 令和6年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について

実施方法別、月別・県別の巡回指導実施状況

別表 1

【別表 1】

①【訪問方式で実施した営業所数】（「外部」は、外部指導員 2 名で実施した件数で、内数）

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	外部
	外部	外部												
新潟	3	1	3	1	2		19	6	5	3	7	5	57	12
長野	5	10	9	12	3	7	5	6	7			3	67	0
富山	5	2			2	3						6	18	0
石川			4	4	9	6	4		1			1	27	14
合計	13	0	13	0	16	4	24	6	16	5	11	0	169	26

②【集合方式で実施した営業所数】（（回数）は、集合方式で実施した回数）

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（回数）
	（回数）													
新潟								1	1		6	1	7	2
長野				9	3	1	2	6	2			3	23	8
富山	2	1											2	1
石川					2	1			2	1			4	2
合計	2	1	0	0	9	3	2	7	3	2	6	1	36	13

③【非対面方式で実施した営業所数】

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新潟										1			0
長野													0
富山													0
石川													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【令和5年度 巡回指導指摘事項集計表】

区分	項目	指摘 件数	区分 計
1 事業計画	①主たる事務所及び営業所の名称及び位置に変更はないか。	0	2
	②営業所に配置する事業用自動車の数に変更はないか。	1	
	③自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	1	
	④乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設的位置及び収容能力は適正か。	0	
	⑤乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の保守及び管理は適正か。	0	
	⑥名義貸し及び事業の譲渡等はないか。	0	
2 帳票類の整備・報告等	①事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0	5
	②自動車事故報告書が適正に届出されているか。	0	
	③乗務員等台帳が適正に作成され、保存されているか。	4	
	④車両台帳及び車検証(写し)が適正に保管されているか。	0	
	⑤事業報告書、輸送要綱報告書を提出しているか。	1	
	⑥運行管理規程が定められているか。	0	
3 運行管理等	①運行管理者が選任され、届出されているか。	0	170
	②運行管理補助者が選任され、届出されているか。	5	
	③運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	7	
	④運行計画に従い、必要数の運転者を確保しているか。	0	
	⑤過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを元に運行計画が作成され、休憩時間、休憩期間が適正に管理されているか。	20	
	⑦点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	17	
	⑧点呼の際にアルコール検知器を使用しているか。	0	
	⑨業務等の記録(運転日報)の記録及び保存等は適切か。	13	
	⑩運行記録計による記録及びその保存並びに活用は適正か。	7	
	⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	11	
	⑫特定の運転者に対して、適性診断を受けさせているか。	65	
	⑬特定の運転者に対する指導監督の実施、記録、保存は適正か。	22	
	⑭乗務員等の服務規程が制定されているか。	3	
4 運送引受書及び営業区域・運賃	①運送引受書の作成・交付・保存は適正か。	5	14
	②営業区域を遵守した運送を行っているか。	0	
	③届出済みの運賃が適正に収受されているか。	9	
5 車両管理	①整備管理規程が定められているか。	0	18
	②整備管理者が選任され、届出されているか。	1	
	③整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	5	
	④日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	0	
	⑤定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検及び整備を行い、点検整備記録簿が保存されているか。	12	
6 労働基準法等	①就業規則が制定され、届出されているか。	0	19
	②36協定が締結され、届出されているか。	0	
	③所定の健康診断を実施し、その記録及び保存は適正か。	19	
7 任意保険加入等	①賠償責任保険等に加入しているか。	5	5
	①旅客に対する取扱、その他運輸に關しての苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しているか。	0	
8 苦情処理	①安全管理規程を作成し、届出されているか。	1	18
	③輸送の安全に關わる情報を公表しているか、また、公表すべき輸送の安全に關する事項等を国へ報告しているか。	16	
9 運輸安全マネジメント等	①営業所に運送約款及び運賃が掲示されているか。	5	13
	②事業者名等が車体に表示されているか。	4	
	③車内に事業者名等が表示されているか、また、応急用器具等の備付等は適正か。	4	
10 その他		4	264
計			

指摘件数

